

# 大田区こども未来計画

(素案)

令和7年3月

大田区

# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画策定の経過.....	4
6 計画の進行管理.....	6
第2章 こども・子育てを取り巻く現状.....	3
1 人口と出生の現状.....	8
2 子育て家庭の現状.....	11
3 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価.....	17
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 計画の基本理念と基本的な視点.....	20
2 施策の体系.....	22
第4章 施策の展開.....	27
1 計画の成果指標.....	28
2 計画期間における重点ポイント.....	29
3 基本目標と達成に向けた施策.....	31

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

令和5年4月、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組みや政策を社会の真ん中に据えて強力に進めていくため、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、これを推進する司令塔としてこども家庭庁が設置されました。

同年12月には、すべてのこども・若者が精神的・身体的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、今後5年間のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策の実現に向けて、今後3年間の集中的な取組みである加速化プランを定めた「こども未来戦略」が閣議決定され、その財源として、令和8年度に少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て家庭を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとなる子ども・子育て支援金制度が創設されます。

東京都においては、令和4年4月に、政策全般をこども目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため子供政策連携室が設置され、令和5年1月に、こどもの声を中心に据えて取組みを体系的にまとめた「こども未来アクション」が策定され、毎年更新されています。

子育て家庭における共働き家庭の割合が約7割となり、男性の育児休業取得率が3割を超えるなど子育てする家庭の状況が変化している一方で、子育てが女性に集中する「ワンオペ」の状況は継続しています。また、1年間の出生数が80万人を切り過去最少となるなどの少子化の進行や、所得格差の拡大、孤独・孤立の深刻化、不登校などの教育機会の確保の問題など、こども・子育て家庭を取り巻く社会状況は大きく変化しています。

区においても、アンケート調査において、父母ともに子育てを行っている家庭の割合が5年前に比べ約1割増加していることや子育てに孤立感を感じている保護者が2割台いることなどが確認でき、こうした変化に伴う課題への対応が必要となっています。

このようなこども・子育て政策の大転換期において、大田区では、令和6年3月に大田区基本構想を策定し、「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」を将来像とし、それを実現するためのまちの姿(基本目標)の第1に「未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち」を掲げました。

この基本構想のもと、国や東京都の動き、社会状況の変化に対応し、また、大田区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、こども・子育て政策に関する個別計画である「大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024」を更に発展させ、未来にはばたく大田区のこどもたちのため「大田区こども未来計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

### 【本計画における「こども」「子ども」「子供」の表記について】

本計画においては、こども基本法の平仮名表記による「こども」を原則として用います。なお、法令に根拠がある場合や固有名詞の場合などは「子ども」や「子供」の表記を用いる場合があります。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

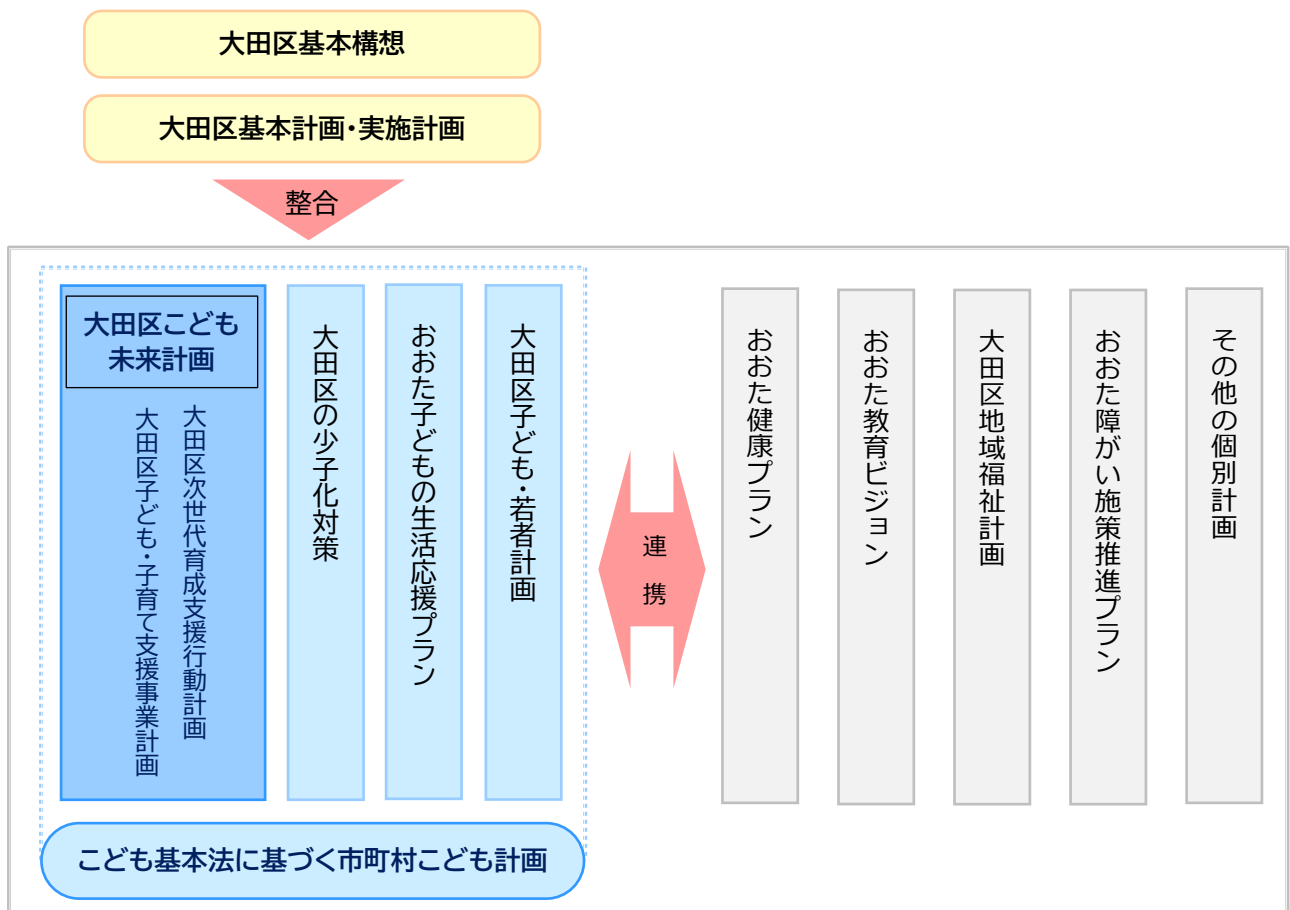
本計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含します。また、大田区の少子化対策、おおた子どもの生活応援プラン、大田区子ども・若者計画と整合を図ることで、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」に位置づけます。

なお、策定にあたっては、区民、こどもの保護者、学識経験者、こども・子育てに関する事業者及び関係機関、区議会議員で構成する子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

### (2) 関連計画との連携

- 本計画は、こどもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域・社会が一体となってこども・子育てを支えるための「区の実践」を整理したものです。
- 本計画は、上位計画である大田区基本構想や大田区基本計画との整合を図ります。
- 本計画は、こども・子育てに関連する各分野の計画等との整合・連携を図ります。
- 新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。


【計画の位置づけ】



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
策定					

### 4 計画の対象

本計画は、原則として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもとその家庭を対象とします。

### 5 計画策定の経過

#### (1)「大田区子ども・子育て会議」の開催

区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・子育て会議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見等を踏まえて策定しました。

#### (2)保護者ニーズ調査及び小中高生本人を対象としたアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象に「子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査」(以下、「保護者ニーズ調査」という)を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取組みとして、区内在住の小中高生を対象とした「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」(以下、「小中高生アンケート調査」という)を実施し、小中高生の日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

対象者	配布数	回収数			回収率	調査期間
		郵送	web	合計		
就学前児童の保護者	2,500件	566件	601件	1,167件	46.7%	令和5年12月20日から令和6年1月15日
小学校児童の保護者	2,500件	560件	490件	1,050件	42.0%	
小学生	1,250件	242件	124件	360件	29.3%	
中学生	1,250件	216件	134件	350件	28.0%	
高校生世代	1,250件	94件	123件	217件	17.4%	

この結果については、「大田区子ども・子育て支援計画改訂に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)」にまとめています。

### (3)こどもの意見聴取

小中高生アンケート調査では把握しきれない、こども本人からの自由な意見を聴取し、区のこども・子育て政策に反映するため、児童館、放課後ひろば及び中高生ひろばにおいて、①相談先、②将来の夢や希望、③近くにあったら良いなと思うもの、④知りたい情報とアクセス方法の4つのテーマについて、グループワーク及びヒアリングを行いました。

- 意見聴取した施設 児童館・4館、放課後ひろば・1館、中高生ひろば・2館
- 意見聴取したこども 小学生から高校生世代までのこども  
グループワーク・162名、ヒアリング・13名

#### 【主な意見】

##### ① 相談先

- ・対面で相談したい ・遊び場と一緒にだと良い ・知っている人、行ったことがある場所が良い
- ・相談員と遊んでから相談できると良い ・相談員の人となりを知りたい
- ・進路や将来について相談したい ・こどものなぜ？なに？に答えてほしい
- ・プログラミングのわからないとことについて聞きたい

##### ② 将来の夢や希望

- ・将来の夢はあるがどうしたらなれるかわからない
- ・将来の夢はあるが具体的な仕事内容がイメージできない
- ・なりたい職業についてもっと知りたい ・種類が多く体験時間の長い職業体験がしたい
- ・プロが働く姿を間近で見て、一緒に体験し、アドバイスがもらえる機会がほしい

##### ③ 近くにあったら良いなと思うもの

- ・ボールを使える公園、踊れる公園 ・画材やPC、調理器具等がそろっている場所
- ・色々なスポーツの道具を借りて体験できる施設
- ・暑さや寒さをしのげる遊び場や居場所
- ・寝っ転がれる場所 ・お菓子がいつでも食べられる場所

##### ④ 知りたい情報とアクセス方法

- ・自分や家族のスマホや学校のタブレットで検索している

## 6 計画の進行管理

---

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。

その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけますが、本計画における進行管理は行わず、各個別計画で進行管理を行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要に応じて計画の見直しを行います。



## 第2章 こども・子育てを取り巻く現状

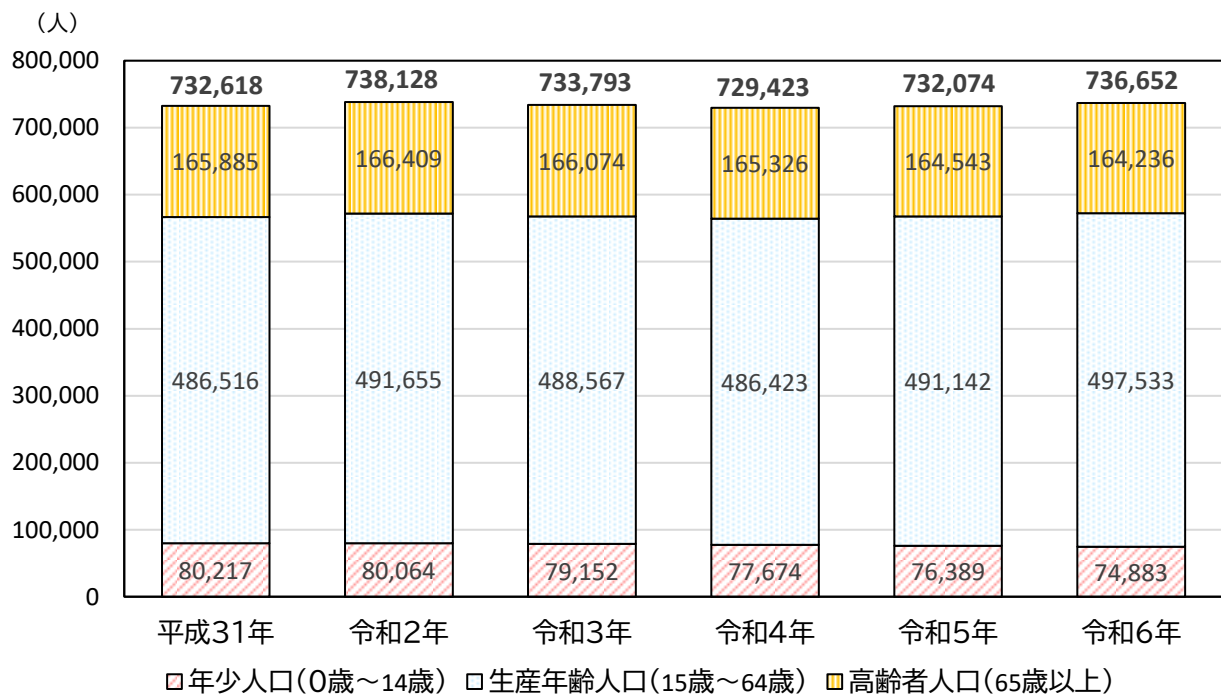
# 1 人口と出生の現状

## (1)区の人口

大田区の人口は、平成 31 年以降増減を繰り返しており、令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 736,652 人となっています。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口は増減を繰り返しながら増加傾向にありますが、高齢者人口は及び年少人口は減少傾向にあります。

■人口の推移

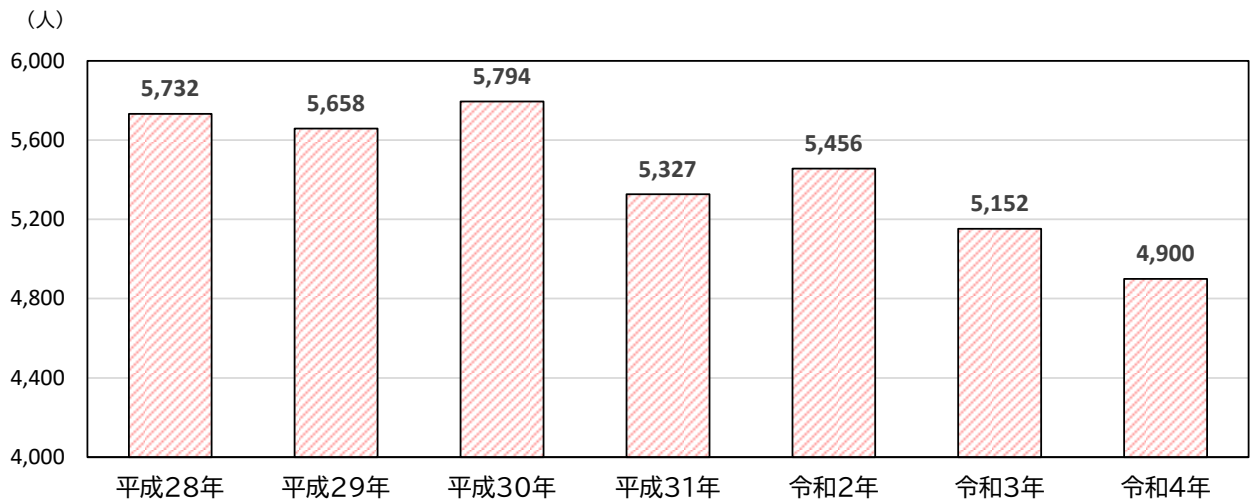


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## (2)出生人口

大田区の出生人口は、平成 28 年から平成 31 年にかけて増減を繰り返し、令和3年からは減少しています。

■出生人口の推移



資料:人口動態統計

## (3)合計特殊出生率

大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しており、平成 27 年までは上昇傾向にありましたが、平成 28 年以降は横ばいから下降傾向で推移しています。また、平成 27 年から平成 31 年までは東京都の平均を下回っていましたが、令和4年度以降は同率程度で推移しています。

■合計特殊出生率の推移

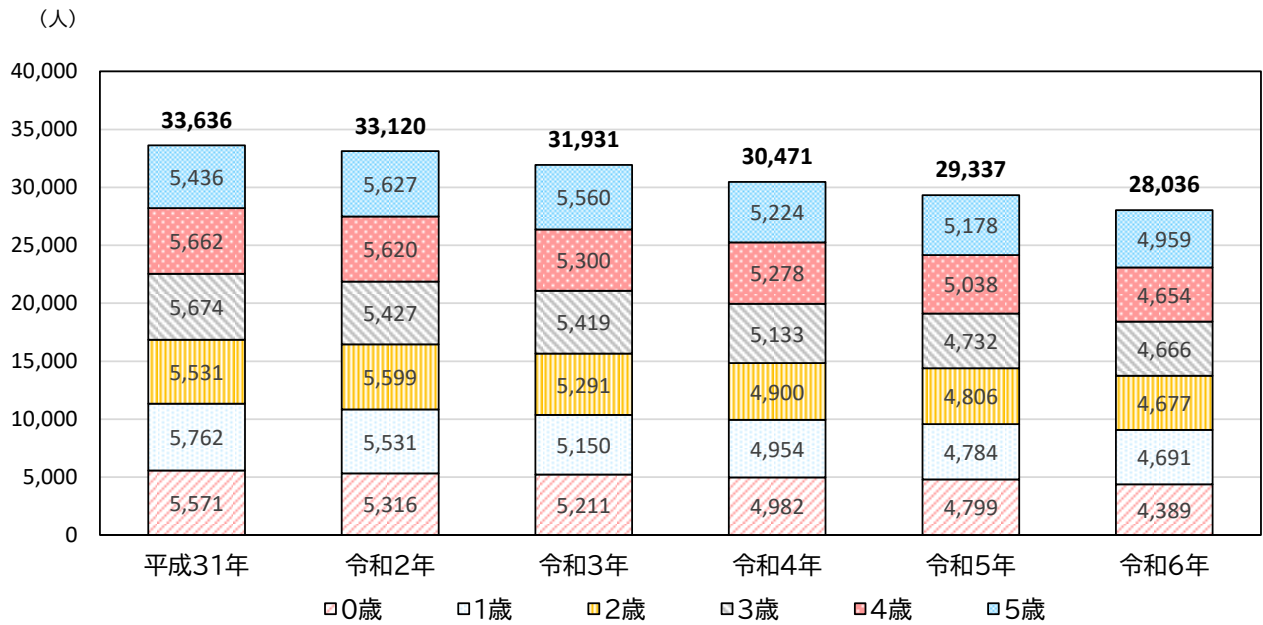


資料:人口動態統計

(4)就学前人口

大田区の就学前人口(0～5歳)は、減少傾向となっています。

■就学前人口の年齢別推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

## 2 子育て家庭の現状

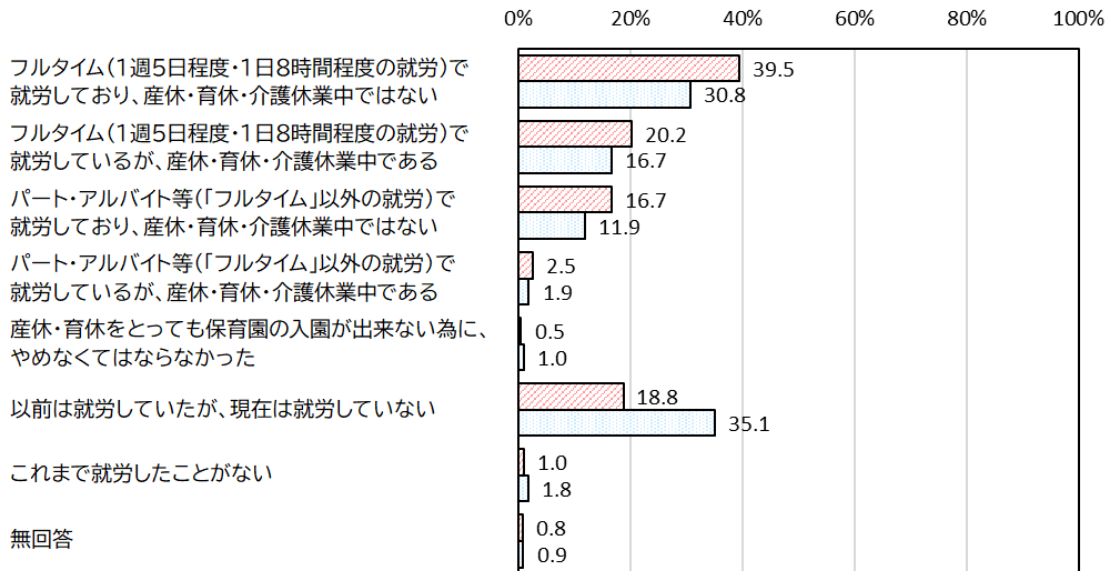
### (1) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労が約6割となっており、前回調査の4割半ばから大きく増加しています。パート・アルバイト等も増加傾向にある一方で、未就労が前回調査の約4割から約2割に減少しています。

小学生児童の母親の就労状況は、フルタイムでの就労が4割半ばとなっており、前回調査の3割半ばから増加しています。パート・アルバイト等や未就労が前回調査より減少しています。

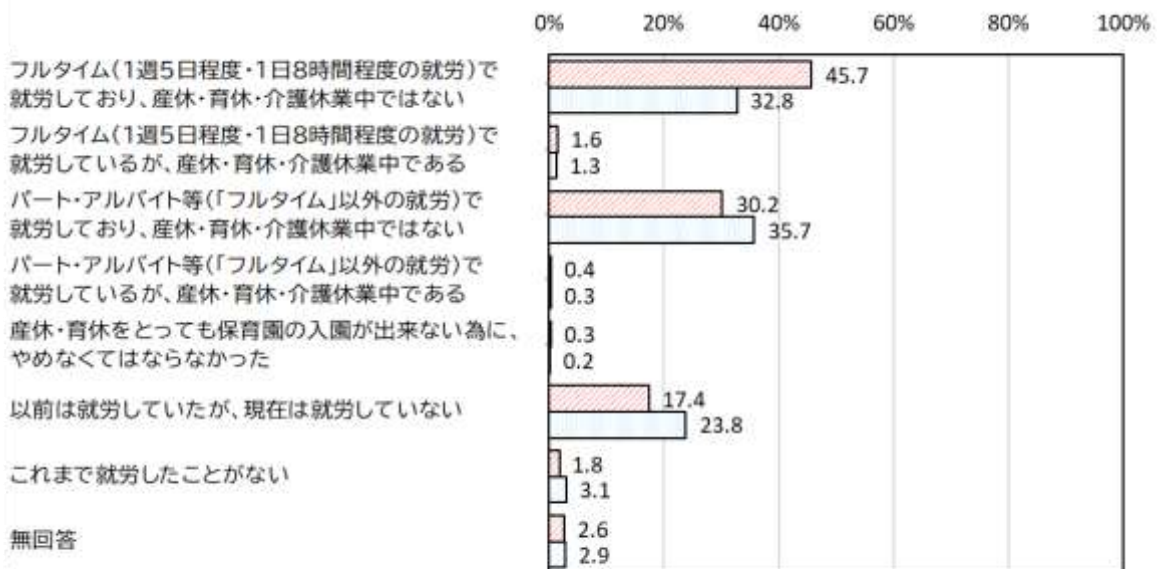
#### ■ 母親の就労状況

##### < 就学前児童 >



□ 今回【令和5年度】(n=1,167) □ 前回【平成30年度】(n=1,234)

##### < 小学校児童 >



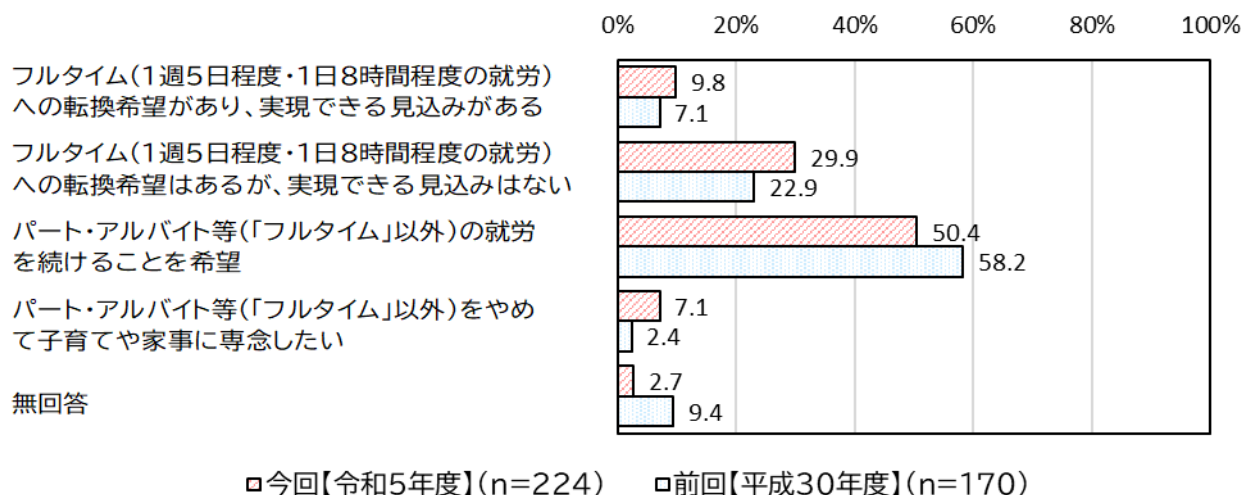
□ 今回【令和5年度】(n=1,050) □ 前回【平成30年度】(n=1,398)

## (2)パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

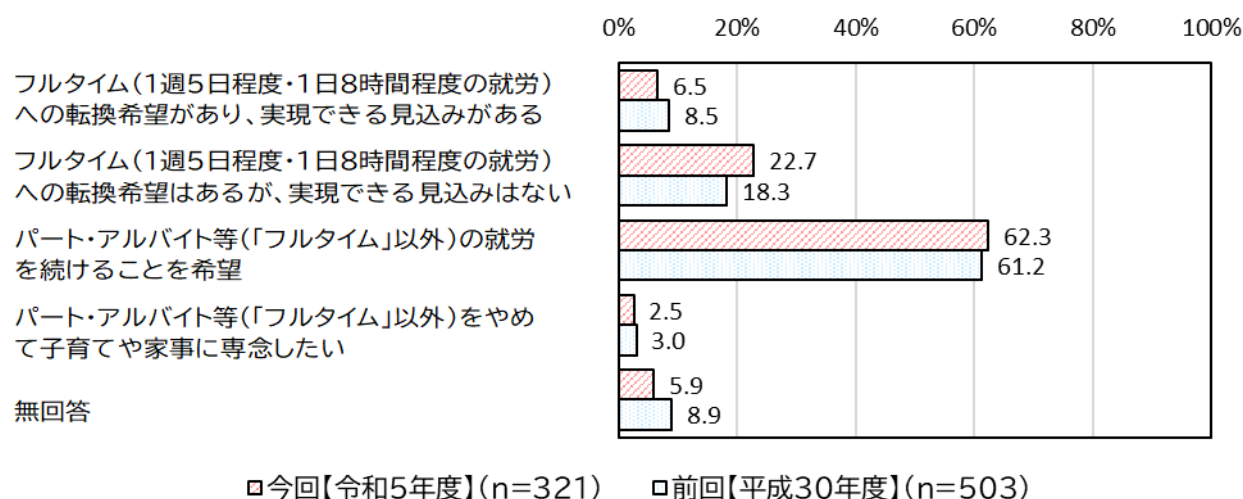
就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する人が最も多くなっていますが、就学前児童の母親は前回調査より減少しており、フルタイムへの転換希望が増加しています。

### ■母親のフルタイム転換希望

#### <就学前児童>



#### <小学校児童>



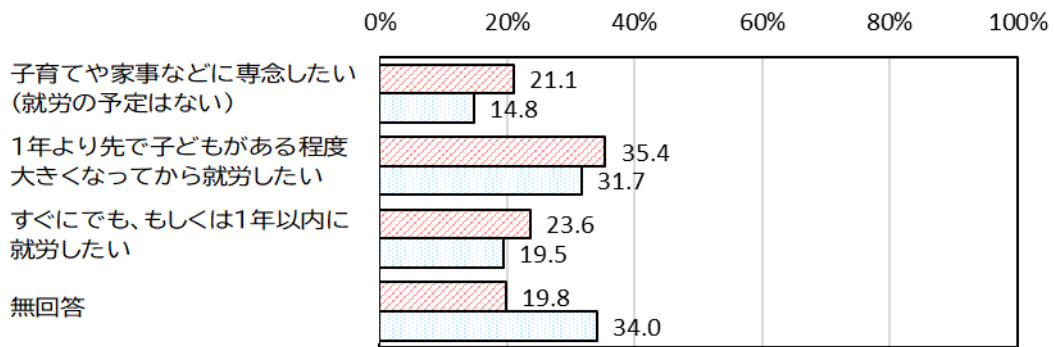
### (3)未就労の母親の就労希望

就学前児童の母親は調査時から「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(35.4%)が最も多く、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(23.6%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(21.1%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

小学校児童の母親は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(27.8%)が最も多く、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(26.3%)、「1年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」(23.4%)と続いており、いずれも前回調査時から増加傾向にあります。

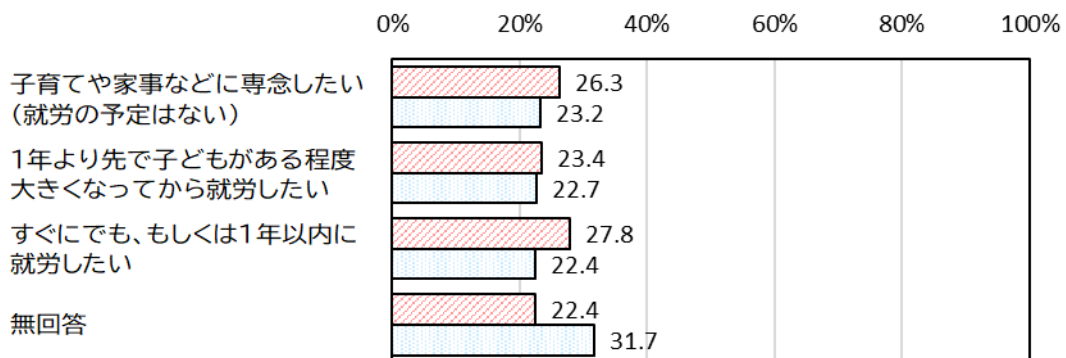
■未就労の母親の就労希望

<就学前児童>



□今回【令和5年度】(n=237) □前回【平成30年度】(n=467)

<小学校児童>



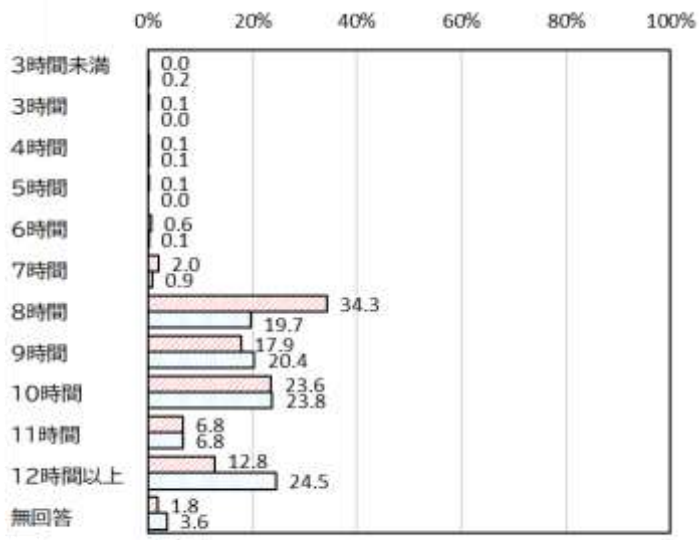
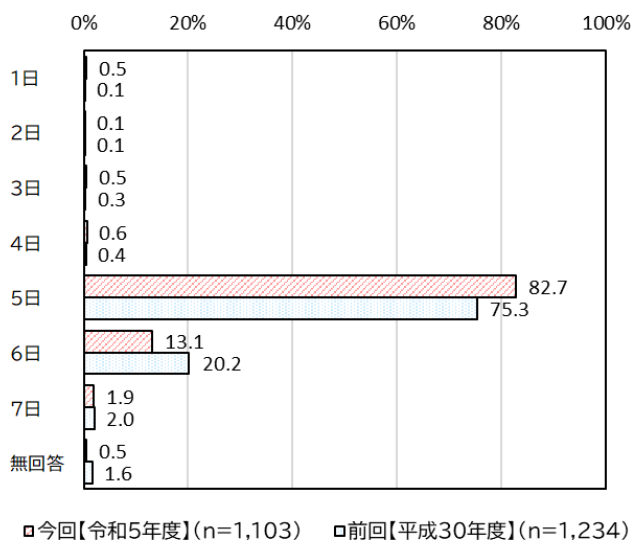
□今回【令和5年度】(n=205) □前回【平成30年度】(n=379)

### (4)父親の就労日数・時間

就学前児童の父親、小学校児童の父親ともに、就労日数は「5日」が約8割となり、就労時間は「8時間以上」が9割半ばを占めています。

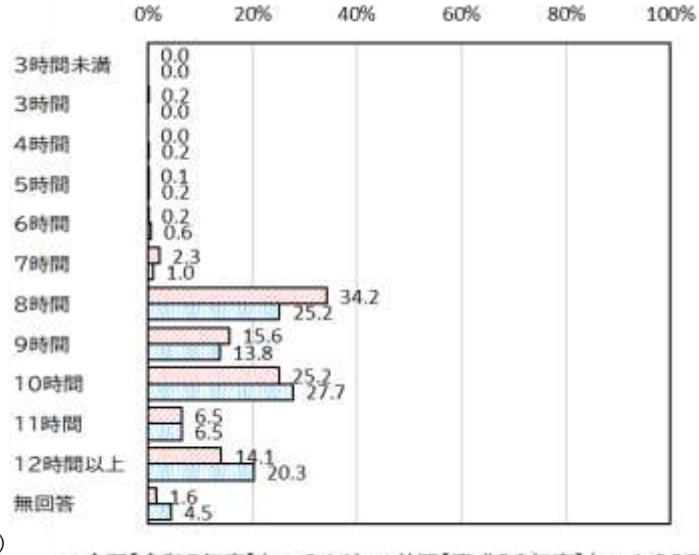
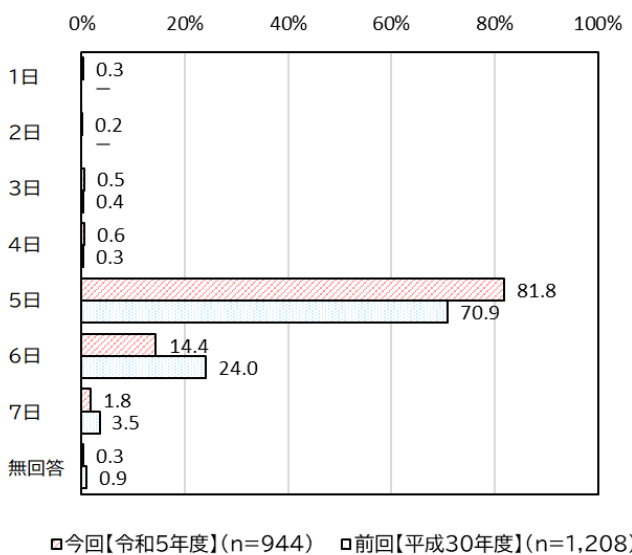
#### ■父親の就労日数・時間

##### <就学前児童>



□今回【令和5年度】(n=1,103) □前回【平成30年度】(n=1,154)

##### <小学校児童>



□今回【令和5年度】(n=944) □前回【平成30年度】(n=1,208)



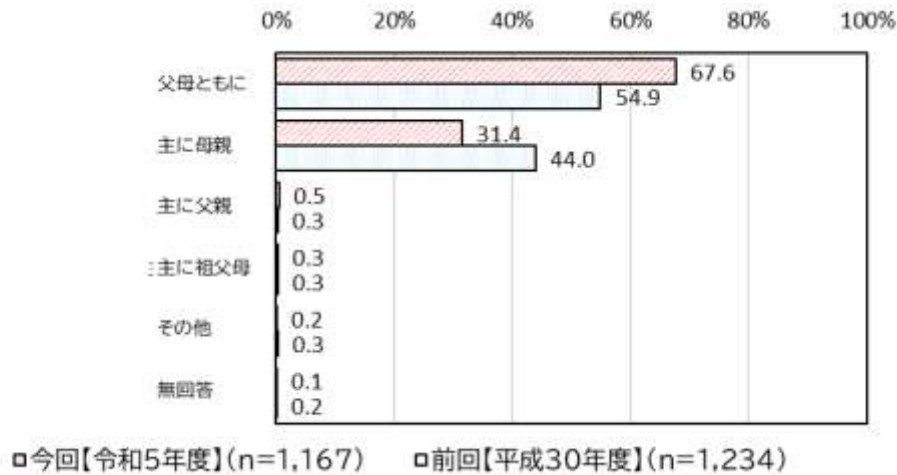
(5)父親の育児参加

子育てを主に行う人は、就学前児童保護者では「父母ともに」が前回調査の5割半ばから約7割、小学校児童保護者では5割半ばから約6割に増加しています。

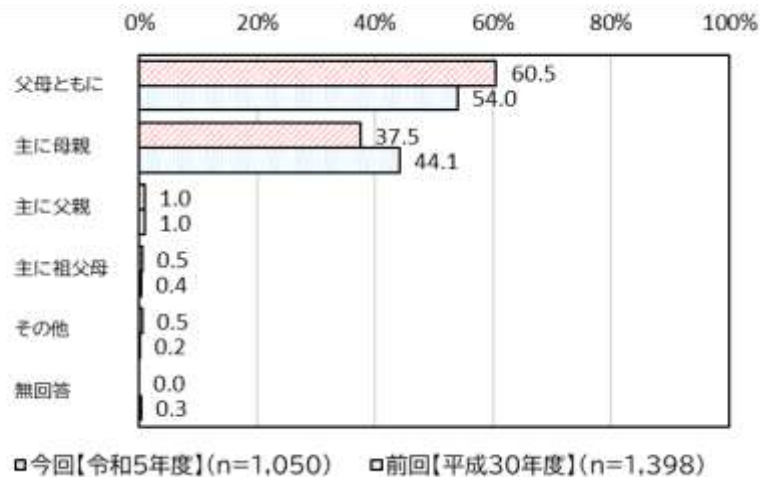
また、父親の育児休業の取得は前回調査時の 3.8%から 18.7%へ増加しており、父親の育児参加が進んでいることが伺えます。

■子育てを主に行っている人

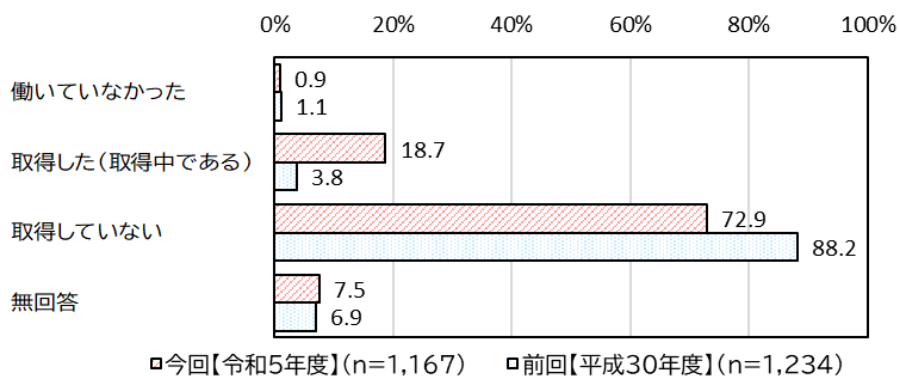
<就学前児童保護者>



<小学校児童保護者>



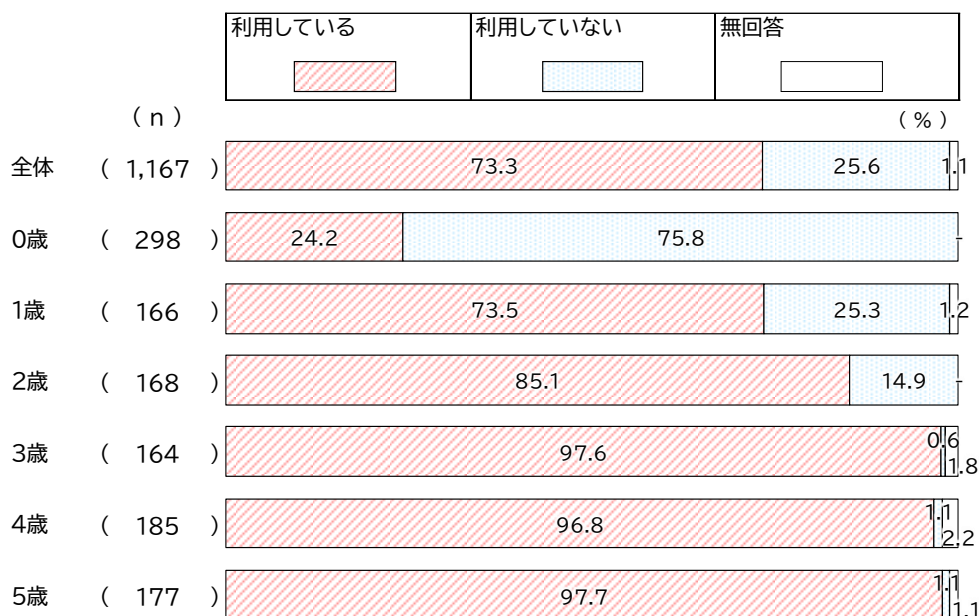
■父親の育児休業の取得状況



### 3 教育・保育事業の利用

#### (1) 平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は、7割を超えています。年齢が上がるにつれて利用している割合が多くなる傾向があり、3歳以上では100%近い利用となっています。



#### (2) 平日利用したい教育・保育事業

0～2歳では「認可保育所」の希望が高く、3～5歳では「認可保育所」および「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

(単位:%)

年齢	有効回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模保育所	家庭福祉員(保育ママ)	事業所内保育施設	認証保育所	企業主導型保育施設	定期利用保育事業	その他の認可外の保育施設 (ベビーホテルなど)	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	無回答
0歳	298	8.1	2.7	36.6	9.4	6.4	1.3	1.7	5.4	2.7	3.4	0.7	2.0	3.7	2.7	52.0
1歳	464	8.2	4.1	53.9	14.0	8.6	1.5	1.9	9.7	3.9	2.8	0.6	1.3	2.8	3.4	35.1
2歳	632	15.7	9.2	61.7	15.3	8.9	1.3	2.2	10.8	4.0	2.4	0.6	1.4	3.6	2.1	25.8
3歳	796	39.3	18.2	60.9	14.8	4.0	0.6	1.8	8.7	2.4	1.1	0.8	1.3	3.1	1.0	19.2
4歳	981	43.7	21.5	58.1	14.3	2.5	0.8	1.4	8.1	2.3	0.9	0.7	1.0	3.1	0.9	18.9
5歳	1,167	51.6	27.5	64.1	14.5	3.2	0.7	1.4	8.6	2.1	1.4	0.9	1.2	3.6	1.0	7.1

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画改定に向けたアンケート調査報告書(令和6年5月)

### 3 大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 の評価

大田区子ども・子育て支援計画 2020-2024 における成果指標について、令和5年度での達成状況は以下のとおりです。

計画の成果指標は100%達成には至りませんでした。個別目標の成果指標については、一部の指標を除き80%以上の達成度となっています。

達成度(目標値に対する進捗状況)	★★★★★	100%
	★★★★☆	80~99%
	★★★☆☆	60~79%
	★★☆☆☆	40~59%
	★☆☆☆☆	20~39%

#### ■計画の成果指標

指標	目標値 (2024年度)	実績値	達成度
子育て環境や支援に対する満足度	60.0%	51.8%	★★★★

#### ■個別目標の成果指標

##### 基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

指標	目標値 (2024年度)	実績値	達成度
1-1 子育て相談件数	80,000件	104,557件	★★★★★
1-2 大田区きずなメールの配信新規登録者数 (単年度)	3,400人 (2022年度)	3,503人	★★★★★
1-3 子育てひろば利用者数	272,000人	470,230人	★★★★★
1-4 養育支援訪問事業の訪問数	40世帯	37世帯	★★★★
1-5 一時預かり保育の延べ利用児童数	11,610人	11,729人	★★★★★
1-6 子育て力向上支援事業の参加者数	180人	133人	★★★★

##### 基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

指標	目標値 (2024年度)	実績値	達成度
2-1 保育サービス定員数	18,846人	18,109人	★★★★★
2-1 学童保育受け入れ人数	5,957人	5,815人	★★★★★
2-2 男性の家庭参画に関する意識啓発事業の実施回数	年7回以上	6回	★★★★★

基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

指標	目標値 (2024年度)	実績値	達成度
3-1 すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率	100%	96.0%	★★★★★
3-2 20歳未満の自殺死亡率(人口10万対)	2.0%以下	6.9	★
3-3 食を大切に思う中学生の割合	増加	—	—
3-4 かかりつけ医がいる区民の割合	65.0%	—	—

※「-」:令和6年度調査予定のため、実績値なし。

基本目標4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

指標	目標値 (2024年度)	実績値	達成度
4-1 「自分にはよいところがある」と答えた児童の割合(小学校第6年生)	84.0%	83.3%	★★★★★
4-2 児童館、放課後ひろばの年間延利用人数	2,240,000人	2,107,345人	★★★★★

基本目標5 子育てにやさしいまちをつくります

指標	目標値 (2024年度)	実績値	達成度
5-1 区民安全・安心メール登録者数	100,000人	99,647人	★★★★★

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本理念と基本的な視点

### (1)基本理念

こどもに関する様々な取組みを講ずるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

そして、こども施策は、以下の6つの基本理念をもとに行われるとしています。

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- ③年齢は発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- ④すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのことで最もよいことが優先して考えられること
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育てることが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

また、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法においても、同様の趣旨の理念が定められています。

大田区として、こども基本法に定める、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・子育て政策を推進するにあたり、まずは権利の主体であるこどもの視点で考えること、そして、その視点に基づき、こどもへの支援、子育ての基本である家庭、保護者への支援、そして、こどもや子育て家庭を支える地域・社会づくりを軸として、次の基本理念のもと施策を展開していきます。

**すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて**

**健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします**

## (2)基本的な視点

「こどもまんなか社会」の実現に向けたわが国のこども政策の転換と軌を一にしながら、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決するため、本計画において特に重視する以下の事項を計画の基本的な視点とします。

### ①こどもの最善の利益の確保

こどもの最善の利益を第一に考え、こどもの権利を守り、こどもの意見を尊重した施策を通じて、こどもの健やかな育ちを支援していく。

### ②誰一人取り残さない支援と切れ目のない支援


すべてのこども・子育て家庭の誰一人も取り残さず、必要とする支援を切れ目なく実施していく。

### ③孤立させない支援と地域・社会全体での支援

人とのつながりを大切にし、地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくりを進めていく。

## (3)施策の体系

本計画では、基本理念及び基本的な視点を踏まえて、「こどもへの支援」、「子育て家庭への支援」、「地域・社会づくり」の3つの区分のもと、6つの基本目標と13の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置づけることで区の役割を明確にしました。

個別施策のうち、は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられる事業です。

### 【基本目標】

- 1 こどもの権利を守ります
- 2 こどもの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます
- 3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 4 子育てと仕事の両立を支援します
- 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります
- 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

## 2 施策の体系

基本理念	基本目標	個別目標
<p>すべてのこどもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします</p>	1 こどもの権利を守ります	1-1 こどもの権利の擁護
	2 こどもの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	2-1 幼児期・学齢期の教育の充実
		2-2 こどもの健やかな成長への支援
		2-3 こどもの「子育て」支援と居場所・遊び場の整備
	3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います	3-1 子育て家庭に対する相談体制の充実
		3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上
		3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進
		3-4 子育て家庭への多様な生活支援



個別施策

<p>①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備 ②母子(女性)緊急一時保護事業 ③ヤングケアラー支援事業 ④要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ⑤虐待防止支援訪問 ⑥見守りサポート事業 ⑦㊦養育支援訪問事業</p>	<p>⑧養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」 ⑨児童虐待防止に向けた啓発の推進 ⑩児童虐待防止ネットワーク ⑪いじめの未然防止、早期発見・早期対応 ⑫学級集団調査 ⑬学びの多様化学校 ⑭スクールカウンセラーによる支援</p>	<p>⑮つばさ教室での支援 ⑯スクールソーシャルワーカーによる支援 ⑰障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲) ⑱児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲) ⑲養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業</p>
<p>①区独自教科「おおたの未来づくり」 ②職場体験 ③タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成 ④おおたグローバルコミュニケーション(OGC) ⑤人権課題にかかわる学習 ⑥道徳授業地区公開講座 ⑦大田区学習効果測定 ⑧学習カウンセリング ⑨習熟度別少人数指導</p>	<p>⑩補習教室 ⑪放課後子ども教室における自主学習支援 ⑫子どもの学習支援 ⑬夏休み学習教室 ⑭子ども学習支援教室 ⑮楽しい運動習慣の確立 ⑯保育者向け研修の実施 ⑰幼児期における運動遊び指導の充実 ⑱親子運動遊び講座</p>	<p>⑲保幼小の交流及び連携事業 ⑳私立幼稚園特別支援教育事業 ㉑特別支援学級等の整備 ㉒特別支援教育実施体制の整備 ㉓学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育) ㉔日本語指導 ㉕子ども日本語教室 ㉖学校施設の改築</p>
<p>①自殺総合対策の推進 ②精神保健に関する医師・保健師による相談 ③東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援 ④各種健康教育 ⑤性感染症予防講演会</p>	<p>⑥食育推進検討会・食育フェア ⑦在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等 ⑧保育園における食育指導 ⑨食育推進チームによる指導 ⑩児童館における食育指導</p>	<p>⑪かかりつけ医の推進 ⑫休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療 ⑬平日準夜小児初期救急診療 ⑭歯科休日応急診療 ⑮産科医療機関の設備整備費助成事業 ⑯地域医療機関との協議会等の開催</p>
<p>①青少年健全育成(青少年対策地区委員会) ②大田区子どもガーデンパーティー ③子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験) ④長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業 ⑤学校施設開放事業</p>	<p>⑥㊦放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば) ⑦㊦学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用 ⑧学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲) ⑨児童館の学童保育・一般利用(自由来館)</p>	<p>⑩中高生ひろば ⑪保育園・児童館の児童と高齢者との交流 ⑫保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進 ⑬リーダー講習会(小学生・中高生) ⑭リーダー講習会(成人) ⑮地域に根ざした公園・緑地の整備</p>
<p>①㊦保育サービスアドバイザーによる相談 ②㊦子育てひろばにおける子育て相談 ③保育所の子育て相談(地域子育て相談機関) ④保育所での保育体験と相談(育児応援券) ⑤私立幼稚園における子育て相談 ⑥児童館の子育て相談</p>	<p>⑦就学相談 ⑧教育相談 ⑨幼児教育相談 ⑩㊦子ども家庭支援センターにおける相談 ⑪外国人相談窓口の運営</p>	<p>⑫障がい児等の早期支援(相談・療育等) ⑬児童の発達相談・サービス等利用相談 ⑭家庭相談・女性相談 ⑮ひとり親家庭の相談 ⑯離婚と養育費に関わる総合相談 ⑰子ども生活応援臨時窓口の運営</p>
<p>①子育てハンドブックの発行 ②㊦保育サービスアドバイザーによる相談(再掲) ③大田区子育て応援メールの配信</p>	<p>④外国人向け多言語情報紙の発行 ⑤多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供 ⑥児童館子育て講座の開催</p>	<p>⑦児童虐待防止に向けた啓発の推進 ⑧発達障がいの理解啓発の推進 ⑨サポートブックかけはし作成講座の開催</p>
<p>①ファミリー・アテンダント事業 ②㊦子育てひろば ③ファミリー・サポート・センター事業 ④家庭教育学習会 ⑤初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催</p>	<p>⑥保育所の園庭開放 ⑦体験保育 ⑧ほほえみごはん事業 ⑨地域の育児支援 ⑩親子で遊ぼうイベントの開催</p>	<p>⑪子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催 ⑫子育てサロン「キッズな」の開催 ⑬子ども交流センターの運営支援</p>
<p>①児童扶養手当 ②特別児童扶養手当 ③児童育成手当 ④母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ⑤母子及び父子福祉資金貸付</p>	<p>⑥母子生活支援施設(区立ひまわり苑・コスモス苑)の運営 ⑦ひとり親世帯住宅確保支援 ⑧ひとり親世帯転居一時金助成 ⑨ひとり親家庭等ホームヘルプサービス ⑩重症心身障がい児(者)短期入所</p>	<p>⑪障害児通所支援事業 ⑫重症心身障がい児在宅レスパイト事業 ⑬㊦一時預かり保育 ⑭㊦乳幼児ショートステイ事業、ショートステイ・ワイルドステイ・休日デイサービス事業重症心身障がい児(者)短期入所</p>

基本理念	基本目標	個別目標
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">                     すべての子どもが尊重され、保護者やまわりの人々の愛情に包まれて                      健やかに育ち、その育ちを地域全体で支えるまちにします                 </p>	<p>4 子育てと仕事の両立を支援します</p>	<p>4-1 保育サービスの充実</p>
	<p>5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります</p>	<p>4-2 子育てと仕事の両立の推進</p>
	<p>6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます</p>	<p>5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援</p>
	<p>6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます</p>	<p>6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり</p>
	<p>6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます</p>	<p>6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり</p>
	<p>6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます</p>	<p>6-2 地域・社会全体でこども・子育て家庭を支える環境づくり</p>

個別施策

<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育サービス基盤の確保</li> <li>②保育所等への助成</li> <li>③㊦定期利用保育事業</li> <li>④㊦認証保育所の運営補助</li> <li>⑤㊦家庭福祉員(保育ママ)</li> <li>⑥㊦時間外保育</li> <li>⑦㊦私立幼稚園預かり保育事業</li> <li>⑧休日保育</li> <li>⑨年末保育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩㊦病児・病後児保育</li> <li>⑪区立保育園における医療的ケア児の受け入れ</li> <li>⑫保育所等における障がい児等の受け入れ</li> <li>⑬区立保育園の改築・改修</li> <li>⑭保育士確保対策の実施</li> <li>⑮保育士等研修の実施</li> <li>⑯区立保育園の拠点機能強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑰第三者評価の実施</li> <li>⑱㊦学童保育事業(放課後児童健全育成事業)</li> <li>⑲㊦学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用</li> <li>⑳学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①女性のための相談</li> <li>②ワーク・ライフ・バランスの啓発</li> <li>③男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④男女平等に関する情報誌「パステル」の発行</li> <li>⑤女性のエンパワーメントセミナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥商業団体他産業団体への働きかけ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①母子健康手帳の交付</li> <li>②㊦妊婦健康診査</li> <li>③妊婦歯科健康診査</li> <li>④妊娠高血圧症候群等療養支援</li> <li>⑤㊦すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)</li> <li>⑥妊婦面接</li> <li>⑦㊦産後ケア</li> <li>⑧産後家事・育児援助事業</li> <li>⑨乳幼児健康診査(4か月児～3歳児)</li> <li>⑩乳幼児歯科相談</li> <li>⑪幼児歯科健康検査・う蝕予防</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫予防接種</li> <li>⑬乳幼児経過観察健康診査</li> <li>⑭乳幼児保健指導</li> <li>⑮出産準備教室</li> <li>⑯育児学級等</li> <li>⑰地域(出張型)健康教育</li> <li>⑱みんなでよい歯のまちづくり</li> <li>⑲乳幼児発達健康診査</li> <li>⑳新生児聴覚検査公費負担</li> <li>㉑子育てグループワーク(子育て支援事業)</li> <li>㉒都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉓療育給付</li> <li>㉔養育医療給付</li> <li>㉕育成医療費給付</li> <li>㉖児童医療費助成事業</li> <li>㉗ひとり親家庭等医療費助成事業</li> <li>㉘かかりつけ医の推進</li> <li>㉙休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療</li> <li>㉚平日準夜小児初期救急診療</li> <li>㉛歯科休日応急診療</li> <li>㉜産科医療機関の設備整備費助成事業</li> <li>㉝地域医療機関との協議会等の開催</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①防災対応マニュアル・防災の手引き等</li> <li>②災害物品の備蓄</li> <li>③妊産婦避難所の設置</li> <li>④保育園における福祉避難所の整備</li> <li>⑤子育て世帯へのバリアフリー情報の提供</li> <li>⑥区民安全・安心メールサービスの運用</li> <li>⑦こどもSOSの家による見守り活動の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧青色回転灯装備車パトロール</li> <li>⑨公共空間での防犯カメラの設置</li> <li>⑩防災教育</li> <li>⑪防犯教育</li> <li>⑫小学生への防犯ブザーの配布</li> <li>⑬子育て家庭(世代)への交通安全教育</li> <li>⑭「交通安全だより」の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮交通安全巡回指導</li> <li>⑯交通安全移動教室の開催</li> <li>⑰交通安全自転車教室の開催</li> <li>⑱少年の非行防止啓発活動</li> <li>⑲万引きしにくい環境づくり</li> <li>⑳有害図書等対策の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域とつくる支援の輪プロジェクト</li> <li>②㊦子育て力向上支援事業</li> <li>③地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進</li> <li>④子育て関係機関による連絡会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤子育てすくすくネット事業</li> <li>⑥民生委員・児童委員との連携</li> <li>⑦児童発達支援地域ネットワーク会議等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営</li> <li>⑨大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援</li> </ul>



## 第4章 施策の展開

## 1 計画の成果指標

基本理念のもと、計画全体の成果指標を次のとおり定めます。

### 成果指標

指標	現状値(2023 年度)	目標値(2030 年度)

## 2 計画期間における重点ポイント

我が国のこども・子育て政策の大転換期と重なる本計画期間(令和7年度から令和11年度まで)において、区のこども・子育て家庭を取り巻く課題を解決していくため、新たに重点ポイントを「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」「地域・社会づくり」の観点から定め、関連施策の着実な推進を図ります。

### [こどもへの支援]

#### ① (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

こどもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するため、令和8年度中に(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターを開設します。当センターの下で、都立児童相談所機能と区立子ども家庭支援センター機能が連携し「新たな児童相談支援」に関する仕組みを構築し、それぞれの強みを融合することで児童虐待への対応を強化していきます。強化においては都区双方の強みを活かし、区は虐待の未然予防・重篤化予防・再発予防に注力していきます。

#### ② 子育て支援の推進

こどもの育ちにおいて大切な、こどもが持っている自ら成長する力を伸ばしていくため、こどもが自分らしく過ごせる場であるとともに、人とのつながりや様々な体験、主体的な活動ができる居場所を整備します。このほか、悩みや課題を抱えるこどもに気づき、伴走していく支援体制の整備など、権利の主体であるこどもの意見を踏まえ、未来を創り出すこどもを支える子育て支援を推進していきます。

### [子育て家庭への支援]

#### ③ 共働き・共育て家庭への支援の強化

今回の区民意向調査で大きく増加していることが確認された共働き・共育て家庭への支援を強化するため、子育てしながら働くための支援やレスパイト支援、父親の育児支援などを拡充していきます。

#### ④ ひとり親家庭への支援の強化

子育てや家事と仕事を一手に担わざるを得ないひとり親家庭については、いわゆる「時間の貧困」が大きな課題となります。親とこどもが向き合える時間が限られる、孤立化する、こどもが様々な経験をする機会が少なくなるなど「時間の貧困」による影響に対応するため、子育てと仕事を両立する支援に加え、こどもとの時間を確保する支援や家庭の状況に応じた伴走支援などに取り組んでいきます。

#### ⑤ 子育て家庭の視点に立った情報発信

子育て支援においては、施策の充実とともに、施策の情報を子育て家庭に簡便にかつ分かりやすく届けていくことが重要となります。それぞれの子育て家庭のニーズに応えるため、こどもの年

年齢別や目的別の情報提供など、利用者が分かりやすくアクセスしやすい情報発信を行っていくとともに、すべての子育て家庭に必要な支援を提供するため、情報に接することが困難な家庭に対しては、対面する機会の創出や各種データの活用など様々な手法によるアウトリーチを展開していきます。

### [地域・社会づくり]

#### ⑥ 区にある資源を活かした地域づくり

こども・子育て家庭において、大きな課題となっている地域のつながりの希薄化や孤独・孤立の問題に対応するため、これまで地域に密着し活動してきた児童館を活かし、地域のこども・子育て支援団体・個人等によるネットワークの構築に取り組んでいきます。

#### ⑦ 「こどもまんなかアクション」の推進

地域・社会全体でこども・子育て家庭を応援する機運を醸成するため、こども家庭庁の社会全体の意識改革を後押しする取組みである「こどもまんなかアクション」と連動し、区ホームページやSNS、イベントなどによる普及啓発、公民連携を行う企業・団体やこども・子育て支援団体・個人などと連携した活動などを実施していきます。



### 3 基本目標と達成に向けた施策

#### 基本目標1 こどもの権利を守ります

##### ■ 個別目標1-1 こどもの権利の擁護

##### ● 現状と課題

##### ● 今後の方向性

##### ● 取組み事業

##### ① (仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

子ども家庭総合支援センター開設準備室

日ごろの子育て相談から深刻な虐待への対応まで、こどものあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を整備します。

##### ② 母子(女性)緊急一時保護事業

生活福祉課

家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な時、一時的な生活の場を提供します。

##### ③ ヤングケアラー支援事業

子育て支援課・子ども家庭支援センター

ヤングケアラーと思われるこどもに早期に気付いて適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化を一層促進するとともに、令和5年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果も踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討を進め、強化を図ります。

##### ④ 要支援家庭を対象としたショートステイ事業

子ども家庭支援センター

児童を養育することが一時的に困難となった要支援家庭を対象としたショートステイサービスを実施します。

##### ⑤ 虐待防止支援訪問

子ども家庭支援センター

養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、こどもの健全な成長が懸念される家庭を訪問し支援します。

- ⑥ **見守りサポート事業** 子ども家庭支援センター  
虐待により、一時保護や施設入所した児童が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定されたとき、その家庭に対し、児童相談所の要請により、見守りサポート支援を行います。
- ⑦ **養育支援訪問事業** ㊦ 子ども家庭支援センター  
養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、助言指導等の支援を行い、児童虐待を未然に防止します。
- ⑧ **養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」** 子ども家庭支援センター  
すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支援員等が訪問し支援します。
- ⑨ **児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)** 子ども家庭支援センター  
大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動を推進します。
- ⑩ **児童虐待防止ネットワーク** 子ども家庭支援センター  
要保護児童対策地域協議会(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)を開催し児童虐待防止ネットワークの推進を図ります。
- ⑪ **いじめの未然防止、早期発見・早期対応** 指導課  
大田区いじめ防止対策推進条例に基づく対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ⑫ **学級集団調査** 指導課  
児童・生徒用タブレット端末を活用した学級への満足度に関するアンケートを実施します。  
教員が学級の実態を把握し、これまでの指導に調査結果を加味することで、問題解決に向けた学級づくりや授業の工夫につなげます。
- ⑬ **学びの多様化学校** 指導課  
不登校児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学びの多様化学校において、新たな学びと成長の場を提供します。
- ⑭ **つばさ教室での支援** 教育センター  
不登校状態の児童・生徒に対して安心して過ごせる場所を提供し、学習やソーシャルスキルの習得を支援する環境を整えます。

**⑮ スクールカウンセラーによる支援**

教育センター

臨床心理士等をスクールカウンセラーとして区立小中学校・館山さざなみ学校に配置し、児童・生徒・保護者・教職員などからの相談に対応します。

児童・生徒の学校不適應の早期発見・早期解決や児童・生徒の心の安定のため、学校内の教育相談体制を整えます。

**⑯ スクールソーシャルワーカーによる支援**

教育センター

経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題がある児童・生徒や保護者に対して、社会福祉の専門的な知識を生かし、関係機関等と連携して問題の解決を支援します。

**⑰ 障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)**

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

**⑱ 児童の発達相談・サービス等利用相談(再掲)**

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。

**⑲ 養育費に関する公正証書等の作成促進補助事業**

福祉管理課

養育費の取決めにかかる公正証書作成費用等に対して補助金を支給します。公正証書等の作成を促進し、養育費の確実な受給を図り、こどもの健やかな成長を支えます。大田区在住の18歳未満のこどもを養育している養育者のうち、要件を満たす方を対象とした事業です。

## 基本目標 2 こどもの豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

### 個別目標 2-1 幼児期・学齢期の教育の充実

#### ●現状と課題

#### ●今後の方向性

#### ●取組み事業

##### ① 区独自教科「おおたの未来づくり」

指導課

小学校第5・6学年を対象に大田区独自の教科「おおたの未来づくり」を実施します。

新たな価値を創造する「ものづくり」や、地域社会の課題を解決する「地域の創生」にチャレンジすることを通して、国際社会・地域社会の一員として、社会に主体的に働きかけ、貢献できる人材として必要な「創造的な資質・能力」を育成します。

##### ② 職場体験

指導課

中学校第2学年生徒を対象に3日間以上の職場体験を実施し、職業や進路の選択などに必要な勤労観や職業観をはぐくみます。

##### ③ タブレット端末を活用した授業等による情報活用能力の育成

指導課

学校の授業や家庭学習で日常的にタブレット端末を活用することにより、学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力を育成します。

また、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力、課題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力など、未来社会で様々な社会課題を解決するために必要不可欠な資質・能力を育成します。

##### ④ おおたグローバルコミュニケーション(OGC)

指導課

英語によるコミュニケーション能力を高めるとともに異文化に対する理解を深め、豊かな国際感覚をはぐくむ教育を推進します。

##### ⑤ 人権課題にかかわる学習

指導課

児童・生徒が人権課題を学ぶことで、自らの権利と義務、自由と責任についての認識を深め、他者の人権を尊重する態度をはぐくみます。

- ⑥ **道徳授業地区公開講座** 指導課  
保護者や地域住民など誰もが参加できる公開講座を開催します。  
学校・家庭・地域が道徳教育への共通理解を深め、連携することで、児童・生徒が他者を尊重し生命を尊ぶ心を育てます。
- ⑦ **大田区学習効果測定** 指導課  
児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な学習内容等の定着状況を把握・検証するための学力調査を実施します。
- ⑧ **学習カウンセリング** 指導課  
大田区学習効果測定の結果を基に、児童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつまづきや学習方法について指導し、さらなる学力の定着を図ります。
- ⑨ **習熟度別少人数指導** 指導課  
英語、算数、数学では、児童・生徒の習熟度による少人数指導を行い、児童・生徒一人ひとりに応じた学力を確実に定着させます。
- ⑩ **補習教室** 指導課  
学習補助員を配置し、補習教室を通して、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実に定着させます。
- ⑪ **放課後こども教室における自主学習支援** 教育総務課  
放課後こども教室に通う児童を対象に、自主学習の支援を実施し、学習習慣と基礎学力の定着を図ります。
- ⑫ **子どもの学習支援** 蒲田生活福祉課  
生活困窮状態にある家庭のこどもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。
- ⑬ **夏休み学習教室** 国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】  
外国につながるのあるこども向けに夏休みの宿題や自由研究のサポートを行います。
- ⑭ **こども学習支援教室** 国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】  
外国につながるのあるこどもに対し、宿題や日本語学習のサポートを行います。

- ⑮ **楽しい運動習慣の確立** 指導課  
体育の授業において、タブレット端末の活用など授業改善を推進することで、児童・生徒の運動への苦手意識をなくし、運動習慣の定着や運動・スポーツを楽しむ態度の育成を図ります。
- ⑯ **保育者向け研修の実施** 幼児教育センター  
就学前機関に通う幼児に質の高い学びと保育を保障するため、保育者の人材育成を目的とした研修を実施します。
- ⑰ **幼児期における運動遊び指導の充実** 幼児教育センター  
就学前から、こどもたちが運動遊びを通じて楽しく体を動かす習慣を身に付けられるよう、幼児期運動指導(運動遊び指導)リーダー保育者養成研修会を実施し、効果的な指導方法の普及と実践を進めます。
- ⑱ **親子運動遊び講座** 幼児教育センター  
親子で参加する運動遊び講座を通じて、体を動かす楽しさと適切な生活習慣、運動習慣の重要性を伝え、家庭で体を動かす実践につなげます。
- ⑲ **保幼小の交流及び連携事業** 幼児教育センター  
就学前機関と小学校が地域の中で交流し相互理解を深めることで、保幼小の連携を推進します。
- ⑳ **私立幼稚園特別支援教育事業** 教育総務課  
特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助金として交付します。
- ㉑ **特別支援学級等の整備** 学務課  
障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導や支援を行う特別支援学級や特別支援教室(サポートルーム)等を整備し、個々の障がいの特性や発達の状態に応じたきめ細かな支援を行います。
- ㉒ **特別支援教育実施体制の整備** 指導課  
特別支援教育における教育内容・方法を充実し、小中学校における総合的支援体制を整備します。
- ㉓ **学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)** 障がい者総合サポートセンター  
学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。



## ②④ 日本語指導

指導課・学務課

区立小中学校に在籍する日本語の理解が不十分な外国人及び帰国児童・生徒を対象に、主に日本語による生活・習慣適応力の向上を図る日本語特別指導(初期指導)を実施します。

また、日本語特別指導(初期指導)を終了した児童・生徒の日本語による学習適応力の向上を図るため、日本語学級(蒲田小学校・蒲田中学校)を設置し、指導します。

## ②⑤ こども日本語教室

国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】

不就学・未就学のこどもを対象に日本語教室を開催し、小中学校へのスムーズな就学をサポートします。

## ②⑥ 学校施設の改築

教育総務課

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設の改築等の需要に対応するため、改築にかかる工期短縮の手法の検討や部分(棟別)改築等により、改築等をペースアップし、毎年2~3校ずつ新規整備に着手します。

## ■個別目標 2-2 こどもの健やかな成長への支援

## ●現状と課題

## ●今後の方向性

## ●取組み事業

## ① 自殺総合対策の推進

健康づくり課

区内の高校や大学への出張健康教育や区立小中学生向けタブレット等を通じて、SOSの出し方や相談窓口を周知するとともに、教育委員会と連携し教職員向けゲートキーパー養成講座を実施し、自殺対策の推進を図ります。

## ② 精神保健に関する医師・保健師による相談

地域健康課

専門医や保健師による相談(来所、家庭訪問、電話等)を実施します。

## ③ 東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援

生活衛生課

協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。

- ④ **各種健康教育** 学務課・指導課  
心身の健康、けがの防止と病気の予防、がん、歯・口の健康、性に関すること、喫煙・飲酒・薬物乱用防止などについての健康教育を推進します。
- ⑤ **性感染症予防講演会** 感染症対策課  
性感染症予防のための講演会を実施します。
- ⑥ **食育推進検討会・食育フェア**  
健康づくり課・地域健康課・生活衛生課・子育て支援課・保育サービス課・学務課・指導課  
関係機関と情報交換し連携を強化するため、食育推進検討会を実施します。また、食育に関する活動について広く区民に周知するため、駅ビルなど民間と連携してパネル展を開催します。
- ⑦ **在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等** 地域健康課  
児童館等を利用している児童を対象としたパネルシアター等の活動の充実を図ります。
- ⑧ **保育園における食育指導** 保育サービス課  
園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にするところを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導などを行います。
- ⑨ **食育推進チームによる指導** 指導課  
全校に食育推進チームを組織し、学校における食育推進の中核となる食育リーダーを配置します。  
また、指導の全体計画と各学年の年間指導計画を作成し、実践します。
- ⑩ **児童館における食育指導** 子育て支援課  
乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座等を行います。また、小学生対象の食育パネルシアターや野菜栽培等を通じて、食への関心を深め、日本の食文化にふれる体験を行います。
- ⑪ **かかりつけ医の推進** 健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課  
出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)、健診等の機会ごとに、かかりつけ医をもつことを勧めます。
- ⑫ **休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療** 健康医療政策課  
医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患者的の診療を実施します。



- ⑬ **平日準夜小児初期救急診療** 健康医療政策課  
平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。
- ⑭ **歯科休日応急診療** 健康医療政策課  
休日における歯科応急診療医療を実施します。
- ⑮ **産科医療機関の設備整備費助成事業** 健康医療政策課  
分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心して子どもを産める環境を整備します。
- ⑯ **地域医療機関との協議会等の開催** 健康医療政策課  
医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。

## ■個別目標 2-3 こどもの「子育て」支援と居場所・遊び場の整備

### ●現状と課題

### ●今後の方向性

### ●取組み事業

- ① **青少年健全育成(青少年対策地区委員会)** 地域力推進課  
地域における青少年健全育成活動を積極的に推進するため、青少年対策地区委員会への委託契約により地区活動事業を実施します。
- ② **大田区子どもガーデンパーティー** 地域力推進課  
子どもたちの日常生活に潤いを与え、地域の人たちと、楽しく一緒に活動する体験を提供します。子どもたちの社会参加の芽を培うとともに、大人同士の交流を深め、コミュニティづくりのきっかけとします。
- ③ **子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験)** 産業振興課  
工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の意義とその魅力を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくりの楽しさを通じて、未来のものづくり人材を育成します。

④ 長期休暇中の子どもの居場所づくり補助事業

福祉管理課

課題を抱えやすい長期休暇中において、こどもの健やかな成長を支えるため、支援を必要とするこども等を対象として、学び・経験の機会の提供やこどもの居場所づくりを行う地域活動団体等に対して、経費の一部を補助します。

⑤ 学校施設開放事業

教育総務課

こどもの安全な遊び場やスポーツやレクリエーションなどの身近な活動の場として、学校教育に支障のない範囲で、区立小中学校の施設を開放します。

⑥ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)(再掲)

⊕ 子育て支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

⑦ 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用(再掲)

⊕ 子育て支援課・教育総務課

【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の児童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで)預かります。

【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

⑧ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ(再掲)

子育て支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

⑨ 放課後の児童の居場所づくり(放課後ひろば)

⊕ 教育総務課

小学校を活用した放課後の児童の安全・安心な居場所づくりとして、学童保育と放課後こども教室を一体的に行う放課後ひろばを実施します。

⑩ 児童館の学童保育・一般利用(自由来館)

子育て支援課

小学生、中学生が自由に利用できる施設です。館内には図書室、工作室、遊戯室などがあります。

⑪ 中高生ひろば

子育て支援課

中高生世代の健全育成を目的に交流・活動・相談支援を行う中高生専用施設として、「中高生ひろば羽田(羽田地域力推進センター内)」及び「中高生ひろば蒲田(カムカム新蒲田内)」を開設しているほか、現在、(仮称)大森西二丁目複合施設内においてタイムシェア方式による中高生ひろばの新設を検討し、充実を図ります。

**⑫ 保育園・児童館の児童と高齢者との交流**

保育サービス課・子育て支援課

保育園、児童館の児童が高齢者と交流します。

**⑬ 保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進**

保育サービス課・子育て支援課

中高生のボランティアを受け入れ、園児や児童との生活や遊びを通してふれあいの機会を持ちます。

**⑭ リーダー講習会(小学生・中高生)**

地域力推進課

**① リーダー講習会(小学生対象)**

社会活動、野外活動を中心として、異年齢間の交流、協調、グループワークの楽しさ等を体験する機会として実施します。

**② リーダー講習会(中学・高校生対象)**

野外活動、ゲーム指導実習、講義、グループ活動、宿泊実習などを通して、リーダーとしての心構えや指導技術を身につけます。(通称「ティーンズパワーあっぷセミナー」)

**⑮ リーダー講習会(成人)**

地域力推進課

地域の青少年活動に関わる指導者・世話人の育成と資質の向上を図るため、青少年に関するテーマを毎年設定し、講習会を実施します。

**⑯ 地域に根ざした公園・緑地の整備**

公園課

乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。

## 基本目標3 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

### 個別目標3-1 子育て家庭に対する相談体制の充実

#### ●現状と課題

#### ●今後の方向性

#### ●取り組み事業

##### ① 保育サービスアドバイザーによる相談

⊕ 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

##### ② 子育てひろばにおける子育て相談

⊕ 子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

保育園や児童館に設けられた「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で、子育てに関する不安や負担感を軽減するため、子育ての楽しさを知らせるための相談・助言を行うほか、保育園については、保育園入所のための相談支援等も併せて行います。

##### ③ 保育所の子育て相談(地域子育て相談機関)

保育サービス課

認可保育所で、来所又は電話による育児相談を行い、地域の子育てを支援します。

##### ④ 保育所での保育体験と相談(育児応援券)

保育サービス課

妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園及び一部の私立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。

##### ⑤ 私立幼稚園における子育て相談

教育総務課

私立幼稚園において子育て相談、教育相談などを行い、地域の子育てを支援します。

## ⑥ 児童館の子育て相談

子育て支援課

児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する児童館職員が子育て全般に関する相談に応じます。

## ⑦ 就学相談

教育センター

心身に障がいのあるこどもの障がいの特性や状況に応じて、その子のもつ力をより伸ばす教育環境への就学に向け、就学・転学等の相談を実施します。

## ⑧ 教育相談

教育センター

児童・生徒にかかわる様々な問題や悩みについて教職経験者や心理職の教育相談員が相談に応じ、自立への支援や望ましいかかわり方等について助言等を行います。

## ⑨ 幼児教育相談

幼児教育センター

幼児の保護者を対象に、幼児教育に関する相談事業・情報提供を電話や来室面談により対応します。

## ⑩ 子ども家庭支援センターにおける相談

⊕ 子ども家庭支援センター

こどもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」でこどもと過ごしながら相談することも可能です。

## ⑪ 外国人相談窓口の運営

国際都市・多文化共生推進課【(一財)国際都市おおた協会】

おおた国際交流センター(Minto Ota)内に相談窓口を設置し、多言語(英語、中国語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語等)での生活相談や情報提供、弁護士による法律相談を行います。

## ⑫ 障がい児等の早期支援(相談・療育等)

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

こども発達センターわかばの家において、発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の保護者からの相談を受け、発達状況に応じた支援を行います。

## ⑬ 児童の発達相談・サービス等利用相談

障がい者総合サポートセンター(わかばの家)

心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。

⑭ 家庭相談・女性相談

生活福祉課

- ①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談
- ②母子家庭等及び寡婦の経済上の問題・児童の就学などに関する相談
- ③緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談

⑮ ひとり親家庭の相談

生活福祉課

ひとり親に関する施策の案内や、生活についての相談を実施します。

⑯ 離婚と養育費に関わる総合相談

福祉管理課

ひとり親家庭の相対的貧困率が高いことを踏まえ、離婚前後の生活や養育費に関する総合相談を実施します。弁護士による法律相談と合わせ、生活全般の相談ができる「子ども生活応援臨時窓口」と同時開催とします。区内在住で20歳未満の子どもを持つ保護者を対象とした事業です。

⑰ 子ども生活応援臨時窓口の運営

蒲田生活福祉課

「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)による出張型の臨時相談窓口を開設します。

個別目標 3-2 子育ての情報提供の充実とDXによる利便性の向上

●現状と課題

●今後の方向性

●取組み事業

① 子育てハンドブックの発行

子育て支援課

子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書(デジタルブック)を作成します。

② 保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)

⊕ 保育サービス課

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

- ③ **大田区子育て応援メールの配信** 健康づくり課  
妊婦や18歳までの子の保護者が安心して出産・子育てできるよう、こどもの健康や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。
- ④ **外国人向け多言語情報紙の発行** 国際都市・多文化共生推進課  
日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語や「やさしい日本語」日本語で提供します。
- ⑤ **多言語通訳タブレットや電話通訳サービス等の提供** 国際都市・多文化共生推進課  
日本語での相談が難しい外国人への各種支援や照会等に対応するため、多言語通訳タブレットや電話通訳等のサービスを提供します。
- ⑥ **児童館子育て講座の開催** 子育て支援課  
子育てに有益な知識を得られる講座を開催します。
- ⑦ **児童虐待防止に向けた啓発の推進** 子ども家庭支援センター  
大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、要保護児童対策地域協議会関係機関等への配布により啓発活動を推進します。
- ⑧ **発達障がいの理解啓発の推進** 障がい者総合サポートセンター(わかばの家)  
発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上のため、講演会の開催、啓発パンフレットの作成・配布を行います。



### ■個別目標 3-3 子育て家庭の地域・社会との交流の促進

#### ●現状と課題

#### ●今後の方向性

#### ●取組み事業

##### ① ファミリー・アテンダント事業

子ども家庭支援センター

子育て家庭の日常的な不安や悩みに寄り添い、子育て世代の孤独・孤立対策を強化していくことを目的として、見守り定期訪問事業及び伴走支援事業の2事業で構成されたアウトリーチ型の支援を提供します。

##### ② 子育てひろば

⊕ 子育て支援課・保育サービス課・子ども家庭支援センター・教育総務課

児童館、子ども家庭支援センター、一部の保育園及び幼稚園等に設置され、親子でゆったり過ごしながら、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。子育ての情報を提供し、子育て親子同士の交流を進めます。

##### ③ ファミリー・サポート・センター事業

⊕ 子ども家庭支援センター

育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。

##### ④ 家庭教育学習会

教育総務課

児童・生徒の保護者を主な対象とし、こどもの発達課題や急速に変化する社会の潮流を捉えたテーマで、家庭教育についての学習機会を広く提供します。

また、次年度小学校入学児童の保護者を対象に、こどもの小学校生活をより充実したものにするための家庭や親の役割について話し合う学習会を実施します。

##### ⑤ 初めてのお子さんを対象とした子育て教室の開催

子ども家庭支援センター

乳児とパパ・ママと一緒に参加する教室を開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の向上を目指します。他の子育て家庭と子育ての悩みを共有することで、子育ての不安解消と仲間作りにつなげていきます。

##### ⑥ 保育所の園庭開放

保育サービス課

地域の子育ての拠点として認可保育所の園庭を乳幼児親子に提供し、情報交換



や仲間づくりを進めます。

### ⑦ 体験保育

保育サービス課

家庭で育児をしている方に、親子で保育所での遊びやこども同士の交流を体験する機会を提供します。

### ⑧ ほほえみごはん事業

福祉管理課

支援を必要とする子育て世帯へ、地域のボランティアが食料を届けに定期的に訪問します。玄関先でのあいさつや会話を通じて、子育て世帯と地域の身近な支援者との日常的なつながりを築くきっかけをつくり、地域における見守り体制の強化を図ります。

### ⑨ 地域の育児支援

福祉管理課

地域の中での育児を民生委員・児童委員が支援します。

### ⑩ 親子で遊ぼうイベントの開催

子ども家庭支援センター

さまざまな遊具を使った遊びを1～3歳未満のこどもと保護者に提供する出前型講座です。子育て応援コーナー運営委員会がボランティアや地域の民生委員・児童委員とともに企画、運営します。

### ⑪ 子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催

子ども家庭支援センター

子育てをテーマに保護者や子育て支援者を対象にした保育付きの講座です。講師による講演会の他、栄養士と実習する離乳食の作り方など子育てに関する学びの機会を提供します。

### ⑫ 子育てサロン「キッズな」の開催

子ども家庭支援センター

キッズな大森「子育て応援コーナー」を会場にボランティアや民生委員・児童委員が読み聞かせ・手遊び紙芝居、お茶会、手作り会、ベビーカーメンテナンス、展示等を定期的に実施し、親子と地域の方々との交流を図っています。

### ⑬ 子ども交流センターの運営支援

子育て支援課

地域が中心となって設立した NPO 法人「おおもり子どもセンター」と区が協働し、子ども交流センターを通して地域の子育て・子育てを支援します。

## 個別目標 3-4 子育て家庭への多様な生活支援

### ●現状と課題

### ●今後の方向性

### ●取組み事業

#### ① 児童扶養手当

子育て支援課

父又は母と生計を同じにしていない児童が育成される家庭の、生活の激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与することを目的に支援を行います。

#### ② 特別児童扶養手当

子育て支援課

身体又は精神に障がいをもつ児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援します。

#### ③ 児童育成手当

子育て支援課

児童の福祉の増進を図ることを目的とし、児童の心身の穏やかな成長に寄与することを趣旨として支援します。

#### ④ 就学援助

学務課

一定の所得に満たない世帯を対象に、学用品の購入費等、学校でかかる費用の一部を支給します。

#### ⑤ 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業

生活福祉課

母子家庭の母等の就労を支援するため、職業能力開発のための講座受講や国家資格取得のための修業期間中に給付金を支給します。

#### ⑥ 母子及び父子福祉資金貸付

生活福祉課

母子家庭又は父子家庭が経済的に自立した生活を送るために必要な資金の貸付（転宅資金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金等）を実施します。

#### ⑦ 母子生活支援施設の運営

子ども家庭総合支援センター開設準備室・生活福祉課

施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を図ります。

## ⑧ ひとり親世帯住宅確保支援

建築調整課

区内に1年以上居住し、転居先を探している対象世帯に対して住宅探しの支援を行います。また、協力不動産店リストの提供や、保証会社加入費などの一部を助成しています。

## ⑨ ひとり親世帯転居一時金助成

建築調整課

現に児童扶養手当を受給しているひとり親世帯で、区内に3年以上居住し取壊し等のため転居を余儀なくされた世帯に対して、区内に転居する場合、転居に伴う賃貸借契約時に要した費用の一部を助成します。

## ⑩ ひとり親家庭等ホームヘルプサービス

子育て支援課

ひとり親家庭で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパーを派遣します。

## ⑪ 重症心身障がい児(者)短期入所

障がい者総合サポートセンター

医療的ケアの必要な方も含む重症心身障がい児(者)で4歳以上の方を対象とした短期入所事業を行います。

## ⑫ 障害児通所支援事業

障害福祉課

児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの心配や障がいのあるお子さんの発達を支援する療育事業です。サービス利用に必要な給付決定を行い、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用を支援します。

## ⑬ 重症心身障がい児(者)等在宅レスパイト・就労等支援事業

障害福祉課

医療ケアがある重症心身障がい児(者)のご家族の一時的な休息や、就労等の支援のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。

## ⑭ 一時預かり保育

⊕

子育て支援課・子ども家庭支援センター・保育サービス課

家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、子ども家庭支援センターや児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実施します。

## ⑮ 乳幼児ショートステイ事業・ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業

⊕

子育て支援課・子ども家庭支援センター

生後5日から2歳未満の乳幼児を対象とする乳幼児ショートステイサービス(宿泊型)、2歳から15歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。

## 基本目標4 子育てと仕事の両立を支援します

### 個別目標4-1 保育サービスの充実

#### ●現状と課題

#### ●今後の方向性

#### ●取組み事業

##### ① 保育サービス基盤の確保

保育サービス課

保育所入所希望者の動向を見据え、多様なニーズに応えるため認可保育所をはじめとする保育の受け皿を確保します。

##### ② 保育所等への助成

保育サービス課

職員配置や保育プログラムの充実等に取り組む認可保育所等を支援し、保育サービスの質の向上を図ります。

##### ③ 定期利用保育事業

⊕ 保育サービス課

保育所の空きスペース等を活用し、パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を実施します。

##### ④ 認証保育所の運営補助

⊕ 保育サービス課

認証保育所に対する運営の補助を継続し、良好な保育環境の維持を図ります。

##### ⑤ 家庭福祉員(保育ママ)

⊕ 保育サービス課

2歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で保育を提供します。

##### ⑥ 時間外保育

⊕ 保育サービス課

就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業を実施します。

##### ⑦ 私立幼稚園預かり保育事業

⊕ 教育総務課

私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業及び一部の園が実施する、保護者が就労等のため家庭で保育ができない2歳児の預かり事業を支援します。

- ⑧ **休日保育** 保育サービス課  
 年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可保育所で保育します。
- ⑨ **年末保育** 保育サービス課  
 12月29・30日に保護者が就労等のため家庭で保育ができない児童を、認可保育所で保育します。
- ⑩ **病児・病後児保育** ⊕ 保育サービス課  
 病気等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。
- ⑪ **区立保育園における医療的ケア児の受け入れ** 保育サービス課  
 1歳児以上を対象に、一部の区立保育園で医療的ケアを必要とする児童の受け入れを行います。
- ⑫ **保育所等における障がい児等の受け入れ** 保育サービス課  
 全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。
- ⑬ **区立保育園の改築・改修** 子育て支援課  
 耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。
- ⑭ **保育士確保対策の実施** 保育サービス課  
 区内保育施設における人材の確保・定着を図るため、保育士応援手当や宿舍借上げ補助、保育士相談業務を実施します。
- ⑮ **保育士等研修の実施** 保育サービス課  
 区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。相談事業・サービス向上のための研修を実施します。
- ⑯ **区立保育園の拠点機能強化** 保育サービス課  
 地域の保育水準の向上のため、区立拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問支援、認証保育所、小規模保育所等との交流保育、拠点園での公開保育研修など、保育連携推進事業を実施します。
- ⑰ **第三者評価の実施** 保育サービス課  
 保育サービスの内容や質を公平な第三者機関により評価し、比較可能な情報として区民に提供します。

⑱ 学童保育事業(放課後児童健全育成事業)

⊕ 子育て支援課・教育総務課

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(1年生から6年生)に区立小学校施設や児童館施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を図ります。

⑲ 学童保育(放課後児童健全育成事業)の延長保育、夏休み利用、一時利用

⊕ 子育て支援課・教育総務課

【延長保育】就労などのために17時以降保護者がいない家庭の児童を対象に18時まで(委託児童館及び放課後ひろばについては19時まで)預かります。

【夏休み利用】夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

【一時利用】家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

⑳ 学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ

子育て支援課・教育総務課

小学校6年生までの特別な配慮を要する児童の受け入れを全学童保育室で実施します。

■個別目標 4-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

●現状と課題

●今後の方向性

●取組み事業

① 女性のための相談

人権・男女平等推進課

男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族関係、職場や地域などでの人間関係、雇用、労働関係やハラスメント等に関する相談をお受けてしています。

② 男女共同参画に関する講座やセミナー等の開催

人権・男女平等推進課

男女共同参画への理解を深め、家庭や職場など、あらゆる場での性別役割分担意識の解消に繋がるよう、講座やセミナー等を開催します。

③ 商業団体他産業団体への働きかけ

産業振興課

商業団体他産業団体の情報誌等への掲載などを働きかけます。



## 基本目標 5 妊娠・出産・子育てにおける健康の確保及び増進を図ります

### ■ 個別目標 5-1 妊娠・出産・子育てにおける健康支援

#### ● 現状と課題

#### ● 今後の方向性

#### ● 取組み事業

##### ① 母子健康手帳の交付

健康づくり課・地域健康課・特別出張所等

妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と子の保健バックスを交付します。

##### ② 妊婦面接

健康づくり課・地域健康課

妊娠届出後に専門職が面接を行い、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

##### ③ 妊婦健康診査

⊕ 健康づくり課

妊婦健康診査の費用を14回まで、超音波検査の費用を4回まで助成します。

##### ④ 妊婦歯科健康診査

健康づくり課

地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施します。

##### ⑤ 妊娠高血圧症候群等療養援護

健康づくり課・地域健康課

妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合、健康保険適用後の自己負担分を助成します。

##### ⑥ すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)

⊕ 健康づくり課・地域健康課

すべての乳児家庭を生後120日までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。

##### ⑦ 産後ケア

健康づくり課・地域健康課

産後の母子の身体的・心理的な安定を図るため、助産師による心身のケアや産後のサポートを訪問や宿泊により行います。

- ⑧ **産後家事・育児援助事業** 子育て支援課  
家事・育児の負担軽減を図るため、母子支援の専門家「産後ドゥーラ」の資格を持つ支援員やヘルパーを派遣します。
- ⑨ **乳幼児健康診査(4か月児～3歳児)** 健康づくり課・地域健康課  
乳幼児の健全育成や健康管理のために健康診査を実施するとともに、栄養・育児相談を行うことで安心して子育てができるよう支援します。(4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児)
- ⑩ **乳幼児歯科相談** 地域健康課  
歯科衛生士が乳幼児歯科相談を実施します。
- ⑪ **幼児歯科健康診査・う蝕予防** 健康づくり課・地域健康課  
地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ化物塗布を実施します。
- ⑫ **予防接種** 感染症対策課  
予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療機関に委託して行い、感染症の感染・発病を予防します。
- ⑬ **乳幼児経過観察健康診査** 地域健康課  
健診・指導が必要な乳幼児に小児科医が健康診査を実施します。
- ⑭ **乳幼児保健指導** 地域健康課  
保健師・栄養士・歯科衛生士等が訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施します。
- ⑮ **出産準備教室** 地域健康課  
妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を実施します。
- ⑯ **育児学級等** 地域健康課  
保健師・栄養士・歯科衛生士等が育児・栄養・歯科指導を実施します。
- ⑰ **地域(出張型)健康教育** 地域健康課  
保健師・栄養士が児童館等からの依頼により地域に出張して講習を実施します。
- ⑱ **みんなでよい歯のまちづくり** 地域健康課  
歯科衛生士が依頼により保育所や児童館、学校などに出張し、歯科健康教育・健康相談を実施します。



- ⑲ **乳幼児発達健康診査** 地域健康課  
小児神経専門医が発達障害等の早期発見のために健診・指導を実施します。
- ⑳ **新生児聴覚検査公費負担** 健康づくり課  
新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助成します。
- ㉑ **子育てグループワーク(子育て支援事業)** 地域健康課  
心理相談員、保健師等とともにグループワークを行い、子育てを支援します。
- ㉒ **都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携** 地域健康課  
保健師が都の重症心身障がい児支援事業に連携して、障がい児とその家族の支援を行います。
- ㉓ **療育給付** 健康づくり課  
骨関節結核及びその他の結核に罹患している 18 歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行うとともに学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付します。
- ㉔ **養育医療給付** 健康づくり課・地域健康課  
医療を必要とする未熟児に対する養育に必要な給付を実施します。
- ㉕ **育成医療費給付** 健康づくり課・地域健康課  
身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される 18 歳未満の児童に対し医療給付を実施します。
- ㉖ **児童医療費助成事業** 子育て支援課  
児童の医療費を助成し、児童の健康の確保及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図ります。
- ㉗ **ひとり親家庭等医療費助成事業** 子育て支援課  
ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的に、医療費の自己負担の一部を助成します。
- ㉘ **かかりつけ医の推進** 健康医療政策課・健康づくり課・地域健康課  
出産準備教室、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)、健診等の機会ごとに、かかりつけ医をもつことを勧めます。

- ②⑨ **休日診療・休日準夜診療・土曜準夜診療** 健康医療政策課  
医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病患者の診療を実施します。
- ③⑩ **平日準夜小児初期救急診療** 健康医療政策課  
平日準夜における小児救急患者の初期救急医療を実施します。
- ③⑪ **歯科休日応急診療** 健康医療政策課  
休日における歯科応急診療医療を実施します。
- ③⑫ **産科医療機関の設備整備費助成事業** 健康医療政策課  
分娩可能な医療機関の確保を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し助成を行い、区内で安心して子どもを産める環境を整備します。
- ③⑬ **地域医療機関との協議会等の開催** 健康医療政策課  
医師会や歯科医師会、薬剤師会などと入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。

## 基本目標 6 こども・子育て家庭を支える地域・社会づくりを進めます

### 個別目標 6-1 こども・子育て家庭に安全・安心なまちづくり

#### ●現状と課題

#### ●今後の方向性

#### ●取組み事業

##### ① 防災対応マニュアル・防災の手引き等

子育て支援課・保育サービス課

災害に備えて、児童館、保育所等の各施設で防災の手引きを作成し、適宜更新します。

##### ② 災害物品の備蓄

子育て支援課・保育サービス課

大規模災害に備え、区内すべての児童館、保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、こどもたちの安全・安心を図ります。

##### ③ 妊産婦避難所の設置

健康医療政策課

産後間もない母子等が災害時に安心して過ごせる生活の場として、産科医療機関の近隣に「妊産婦避難所」を設置します。

##### ④ 保育園における福祉避難所の整備

保育サービス課

災害発生後、被災した乳児とその保護者の一時的な生活の場を確保するための福祉避難所を保育園において整備します。

##### ⑤ 子育て世帯へのバリアフリー情報の提供

福祉管理課

「おでかけマップ」の充実を図ります。

##### ⑥ 区民安全・安心メールサービスの運用

防災危機管理課

こどもの安全・安心を確保するため、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報などのメールを配信します。

⑦ こどもSOSの家による見守り活動の推進

地域力推進課

こどもたちが地域において犯罪等に巻き込まれた時及び身の危険を感じた時に助けを求めることができる場所、気軽に相談ができる場所としてこどもSOSの家を設置しています。協力員の家等にステッカーを表示し、犯罪の抑止力を高め、安全な地域環境の醸成を目指すとともにこどもたちの健全育成を図ります。

⑧ 青色回転灯装備車パトロール

防災危機管理課

区の青色回転灯装備車により、区内全域をパトロールします。

⑨ 公共空間での防犯カメラの設置

防災危機管理課

公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ設置費用の一部を補助するなどして設置を促進します。

⑩ 防災教育

指導課

火災時や震災時などを想定した避難訓練を計画的に実施し、児童・生徒の災害に対する意識を高め、自分の身は自分で守る力、危険を予測し回避する能力、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成します。

⑪ 防犯教育

指導課

児童・生徒の防犯に対する意識を高め、自ら判断し、危険を回避する力、犯罪から身を守る力などを身に付けさせるために、セーフティ教室・防犯教室を計画的に実施します。

⑫ 小学生への防犯ブザーの配布

学務課

防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第1学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。

⑬ 子育て家庭(世代)への交通安全教育

都市基盤管理課

乳幼児を抱える保護者(世代)を対象に、未就学保育施設等においてこども乗せ自転車の正しい乗り方などを指導することにより、交通事故減少を目指します。

⑭ 「交通安全だより」の発行

都市基盤管理課

保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや交通標識、道路標示など、交通に関する知識の習得や交通安全の普及を推進します。

⑮ 交通安全巡回指導

教育総務課

専任の交通安全指導員が各学校で交通安全指導(交通安全教室、自転車教室、歩

行訓練、下校指導)を実施することにより、児童・生徒の交通安全意識を醸成します。

#### ⑯ 交通安全移動教室の開催

都市基盤管理課

保育園児を対象に、模擬信号機を使用した歩行訓練や、施設周辺を歩行する実地訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等への指導により、歩行時の交通事故防止を進めます。

#### ⑰ 交通安全自転車教室の開催

都市基盤管理課

主としてこどもを対象とし、警察署と合同で交通公園の施設内において、自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。

#### ⑱ 少年の非行防止啓発活動

防災危機管理課

薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・学校等の関係団体と連携して少年の遵法意識の向上を促します。

#### ⑲ 万引きしにくい環境づくり

防災危機管理課

警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害防止に向けた支援を行うとともに、小学5・6年生及び中学生に、万引きは犯罪であるというリーフレットを配布します。

#### ⑳ 有害図書等対策の推進

地域力推進課

こども家庭庁が定める11月の「秋のこどもまんなか月間」に、区報や区HPで環境浄化推進の啓発を行います。

### ■ 個別目標 6-2 こども・子育てを応援する地域づくり

#### ● 現状と課題

#### ● 今後の方向性

#### ● 取組み事業

##### ① 地域とつくる支援の輪プロジェクト

福祉管理課

こどもの生活応援等の支援活動に取り組む区民・地域活動団体等のネットワークの形成と自主的な支援活動を支援し、地域全体での包み込むような支援の実現を図り

ます。

- ② **子育て力向上支援事業** ㊦ 子育て支援課  
子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に学びあうグループを支援するためのプログラムを児童館で実施します。
- ③ **子育て関係機関による連絡会** 地域健康課  
関係機関との情報交換等の連携と子育て支援の充実のため連絡会を実施します。
- ④ **地域の特色を生かしたコミュニティ・スクールの推進** 教育総務課  
学校の経営方針に基づき、学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」をめざす仕組みであるコミュニティ・スクールを推進し、こどもの豊かな成長を支えます。
- ⑤ **子育てすくすくネット事業** 子育て支援課  
児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。
- ⑥ **民生委員・児童委員との連携** 福祉管理課  
子育てに関する相談・虐待等に関する通報を受けて、地域と連携して課題を解決します。
- ⑦ **児童発達支援地域ネットワーク会議等** 障がい者総合サポートセンター  
関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。
- ⑧ **医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営** 障害福祉課  
医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援機関による「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、情報交換、連絡等を行います。
- ⑨ **大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援** 障害福祉課  
心身障がい児(者)を対象としている地域活動支援センターの運営を支援します。